



Unbundling Competition

第1回：東南アジアにおける競争法 — 地域における運用状況とタイ競争法の最新動向

第1回となる本エピソードでは、当事務所のアジア競争法部門を統括する、香港オフィスのパートナー、Adelaide Luke(アデレイド・ルーク)と、東京オフィスのシニア・アソシエイト、Joel Rheuben(ジョエル・ルーベン)が、東南アジアにおける競争法の近時の動向について、特にタイの状況に焦点を当てて解説します。

東南アジアの競争法制度は国によって様々で、その中には20年前に発生したアジア通貨危機の直後に導入されたものもあります。その後、2007年に、ASEAN経済共同体ブループリントにおいてASEAN全加盟国が競争法を制定することを約束したことにより、これまでのところ、カンボジア以外の全加盟国において競争法が制定(旧制度があったいくつかの国では、既存の法律が大幅に改正)されています。

東南アジア諸国の規制当局による活動もまた様々で、規制当局が積極的に活動する国もあれば、規制当局の設置作業が今なお進行中の国もあります。ただし、いくつか重要なトレンドが見えます。全般的には活発化しており、これまで適用のなかった分野にも競争法の適用が広がっています。また、当局間の相互協力が促進され、東南アジア地域の経済発展に迅速に対応できるような規制手段が以前より充実しています。

タイは、1999年に東南アジアで初めて競争法を導入した国の一つですが、政治やビジネス上の影響に加え、競争当局の権限が限定的であったことから、あまり機能していない状況が続いていました。2017年に新たな競争法「取引競争法」(TCA: Trade Competition Act)が施行され、いくつかのプラスの変化がもたらされました。具体的には、

同法により、競争当局「取引競争委員会」の役割が強化され、また様々な重要課題について、タイの競争法規と他国の競争法をより一層整合させることができました。

また、取引競争法により、タイに初めて企業結合届出制度が導入されました(既に発効済)。これにより、企業は、取引当事者の市場シェア等の要素によっては、クロージング前またはクロージング後に取引を届出ることが求められるようになりました。ただし、どのような種類の取引が届出を要するかについてはいまだに明確にされていません。

タイやその他の東南アジア諸国で事業を行っている企業は、ディールを実施する際やコンプライアンスに関する計画を策定する際に、今後ますます競争法に注意を払う必要があるでしょう。

